

いじめ防止の基本方針

1 いじめの定義

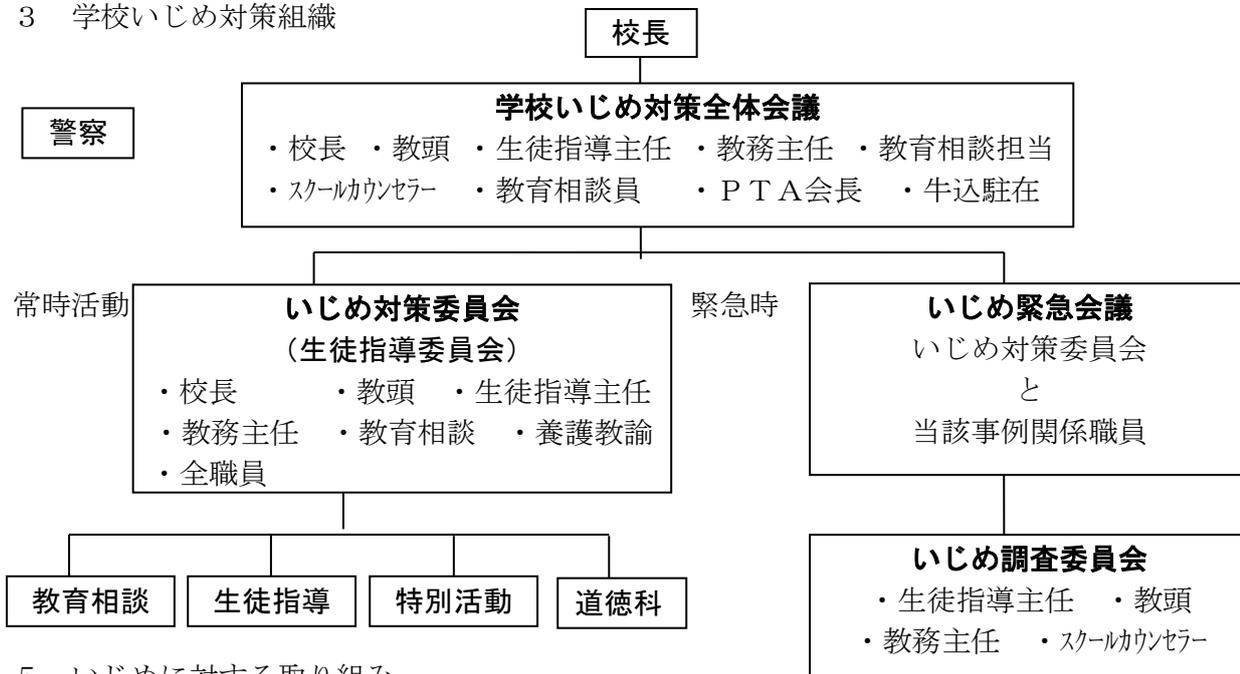
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策基本法 第2条）

2 基本的な考え方

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、白子町立南白亀小学校の教職員の意見、及び児童や保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ② いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめほどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめをゆるさない学校づくりをする。
- ③ 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒介とするいじめの対応策等、教職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅をめざしていく。
- ④ いじめの実態及び、いじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を考慮しながら、積極的に情報提供するとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に対し、取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

3 学校いじめ対策組織



5 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ① 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ② 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③ 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。

- ④ 生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑤ 道徳教育の充実をはかり、道徳的実践力を養う。
- ⑥ ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑦ いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実をはかり、児童が主体となったいじめ撲滅への取り組みを支援する。
- ⑧ 「いじめ対策委員会」(生徒指導委員会)を月1回開催し、以下の内容について会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

① アンケート調査や面談等

- ア 4月・7月・12月の年間3回、いじめに関する調査を行う。
- イ アンケート調査をもとに、担任(4月・7月・12月)、希望する職員(7月・12月)との教育相談を行う。(お話しよう週間)
- ウ 保護者との教育相談(7月・12月)の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

② いじめの相談や通報等 「なんでも相談窓口」

- ア 学校における相談窓口は教頭(生徒指導主任)とし、学校だより等で家庭への周知をはかる。
- イ 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「話す勇氣」の啓発を行う。

③ その他

- ア 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- イ 生活ノートや日記の活用により、児童がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ウ 昇降口前に「心のポスト」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- エ いじめにあった場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口「なんでも相談窓口」に通報する旨を保護者に周知する。
- オ 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

外部相談窓口	電話
24時間子供SOSダイヤル(全国共通)	0120-0-78310
子どもの人権110番(全国共通)	0120-0007-110
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777
ヤングテレホン(千葉県警察少年センター)	0120-783-497
東上総児童相談所	0475-27-5507
千葉県警察外房地区少年センター	0475-22-3741
牛込駐在所	0475-33-3239

(3) いじめがあった場合の措置

① 基本的な考え方

- ア いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- イ いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ウ いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- エ いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。

オ 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。

カ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

② いじめに対する対応の流れ

いじめの発見・通報

- ・ 「いじめ対策委員会」による指導方法と役割分担の決定

事実関係の確認

- ・ いじめられた児童から担任（または生徒指導主任）が、直接いじめの有無及び詳細について聞く。
- ・ まわりの児童から情報を得る。
- ・ いじめた児童から、事実についての事情を聴取する。
- ・ 聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。
- ・ 聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことのないように、その都度、事実を明確にするよう心がけるとともに、双方の人権に配慮する。
- ・ 事実については、被害児童・保護者に伝える。
- ・ 確認した事実を保護者に伝え、今後の指導についても話す。

いじめた児童の指導 保護者への助言

- ・ いじめは、人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
- ・ いじめを生んだ児童の背景にも目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現に向けての目標をもたせる。
- ・ 場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会に相談する。

いじめが起きた 集団への対応

- ・ はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
- ・ 見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

いじめられた児童のケア

- ・ 被害児童が通常の学校生活に戻れるように、いじめ対策委員会で方針と分担を決める。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。
- ・ 保護者との連携を密にする。
- ・ 転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。

ネットいじめへの対応

- ・ 学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについて指導する。
- ・ 青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。
- ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ・ 情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ・ フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。
- ・ 職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

6 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（第28条）

- ① いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
 - ・ 自殺を企画した場合
 - ・ 心身に重大な障害を被った場合
 - ・ 金品に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患が発生した場合
- ② いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ③ 児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合

(2) 重大事態の報告（第30条）

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

① 連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 白子町教育委員会

② いじめ対策組織の招集（第28条）

- ・ いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・ いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加をはかり、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③ 事実関係を明確にするための調査（第28条）

- ・ 調査にあたっては、いじめを受けた児童から聞き取り、または質問紙調査を行う。

ア いじめられた児童から聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先する。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聞く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、白子町教育委員会に結果の報告を行う。

エ いじめた児童への指導

- ・ いじめた児童への指導については、「5（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・ 学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び障害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・ 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・ いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導していく。

オ いじめられた児童への指導

- ・ いじめられた児童への指導については、「5（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・ いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・ 周りの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

7 いじめ防止についての年間計画

月	学校行事	学校いじめ対策	備考
4	始業式 入学式 1年生を迎える会 授業参観 PTA総会 先生とお話しよう週間 (担任)	第1回学校いじめ対策全体会議 生徒指導委員会 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 学校ホームページへの掲載 相談窓口の周知 いじめゼロ宣言の周知・徹底 第1回いじめ実態調査 先生とお話しよう週間(教育相談)	年間計画作成 異学年縦割り清掃 学級生活のルール作り
5	5年宿泊学習	いじめ対策委員会(生徒指導委員会)	ピア・サポート
6	プール開き	いじめ対策委員会(生徒指導委員会)	授業参観での道徳展開
7	先生とお話しよう週間 (全職員) 保護者教育相談	いじめ対策委員会(生徒指導委員会) 第2回いじめ実態調査 先生とお話しよう週間(教育相談) 夏休みの過ごし方について	地域懇談会
8		いじめ対策委員会(校内研修) 第2回学校いじめ対策全体会議	
9	ふれあい運動会	いじめ対策委員会(生徒指導委員会)	
10	終業式 始業式	いじめ対策委員会(生徒指導委員会)	
11	修学旅行 授業参観 PTAバザー	いじめ対策委員会(生徒指導委員会) いじめ防止キャンペーン	
12	先生とお話しよう週間 (全職員) 保護者教育相談	第3回いじめ実態調査 先生とお話しよう週間(教育相談) 冬休みの過ごし方について	思春期講座 養護教諭による保健授業
1		いじめ対策委員会(生徒指導委員会)	
2	授業参観 学級懇談会	いじめ対策委員会(生徒指導委員会) 校内研修(モラルアップ委員会)	授業参観での道徳展開
3	6年生を送る会 卒業式 修了式	いじめ対策委員会(生徒指導委員会) 次年度への引き継ぎ 第3回学校いじめ対策全体会議	